

仕 様 書

1 工事仕様

- (1) 本記仕様書は、福岡有明海漁業協同組合連合会が発注する漁場環境改善事業で実施される「有明海漁場環境改善作濬工事」（以下「工事」という。）に適用。
- (2) 工事の施工に関して本記仕様書に記載のない事項については、「工事請負契約約款」及び、福岡県農林水産部の「土木工事共通仕様書」、及び福岡県農林水産部の「農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準・工事施工管理実施要領」によるものとする。
また、測量、その他の事項については「漁港漁場設計・測量・調査等共通仕様書」によるものとする。なお、疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議を行い、その指示するところによる。
- (3) 本工事は漁業者との密接な関係があるので、工程・施工・品質管理については、監督員と十分協議し施工すること。
- (4) 有明海漁連が施工状況の現地確認を行う場合、受注者は監督員と協議を行い、隣接工事の受注者と相互に協力すること。

2 基準面及び基準点

- (1) 工事基準面は、三池港基準面とし、基準点、水準点、量水標は監督員が指定したものを使用すること。

3 支給材及び貸与物件

- (1) なし

4 施工位置（別紙位置図参照）

施工位置：浚渫場所一福岡県地先有明海海面（塩塚川河口付近）
土砂投入造成場所一のり養殖区画 有区第 14(3)号

5 施工方法

本工事はグラブ浚渫船により、海底に堆積した土砂を掘削、土運船に積載、指定場所にて投入を行うものであり、箇所については別添平面図のとおりとする。

(1) 測量

- ① 深浅測量は、着工前後に音響測深機を用いて行うものとし、漁港漁場設計・測量・調査等共通仕様書に示す性能以上のものを使用すること。

浚渫箇所については、横断（幅）方向の測線開隔は 20m 以内で測量を行うこととする。縦断（延長）方向については 10m 以内で測量を行うものとする。6 施工管理の参考図を参照すること。

投入箇所については、縦横断方向共に 10m 以内で測量を行うものとする。

- ② 工事受注後、速やかに着工前深浅測量を実施し、実施後は平面・断面図を作成し、着工前の掘削予定数量の確認を行い、必要に応じて監督員と協議し変更することがある。
 (設計は、計画水深-0.15m、幅 4.0m、延長 1,200m を基本としている。)

(2) 浚渫工

- ① 作業船は、グラブ浚渫船 5m³、土運船 650m³ を想定している。他の工法を実施する場合は、使用船舶、工法等、監督員と協議を行うこと。
 ② 浚渫土砂は指定する漁場造成箇所に有効利用する。
 ③ 土砂投入については、事前に有明海漁連と協議すること。
 ④ 使用船舶はスパッド式とし、浚渫作業においてアンカーの使用は禁止する。

(3) 警戒船

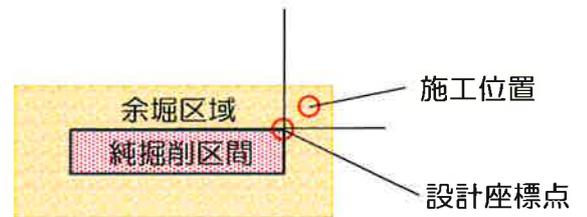
- ① 浚渫工事作業(グラブ浚渫、投入)時には、工事区域付近を航行する船舶の監視・誘導のため警戒船を配置するものとする。なお、警戒内容(警戒員氏名、警戒船名、警戒時間、砂搬入船、砂撒船等)について日報を整理し、工事完了時の出来高成果品として提出すること。

6 施工管理

- (1) 深浅測量は5施工方法に(1)測量によること。

(2) 出来形管理基準

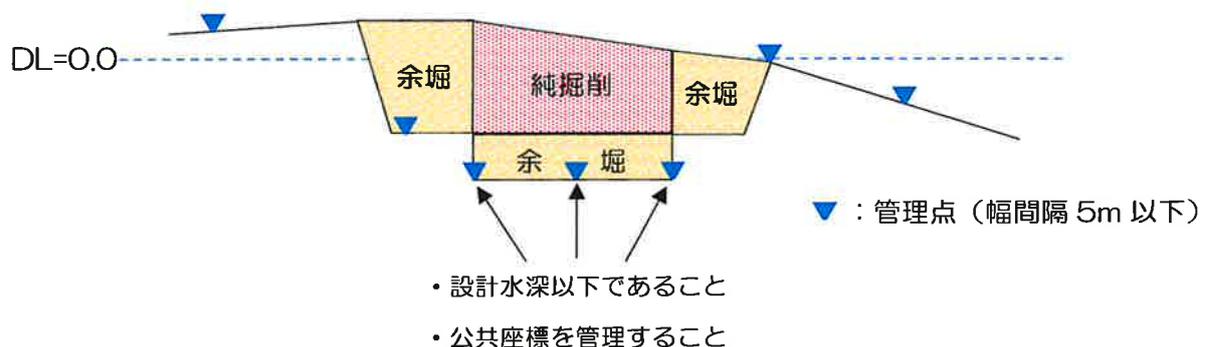
- ① 施工位置 設計座標点の外側(右記略図による)
 ② 施工面積 設計値以上
 ③ 設計水深 純掘削区間のみ設計値以下



(3) 出来形管理密度

- ① 施工位置 施工区間(純掘削区間)角全点(緯度経度、公共座標)
 ② 施工面積 純掘削区間および余堀区域外まで
 ③ 水深管理 純掘削区間および余堀区域外まで
 ④ 深浅図 20m
 ⑤ 測定単位 10cm

出来形管理横断面図(参考)



(4) 段階確認

次に該当する施工を行うときには、監督員の段階確認を受けなければならない。

- 測量船及び作業船の GPS 精度確認
- 施工区域の確認
- 着工前後の深浅測量
- 施工状況確認（掘削・運搬状況、空船・満船時の検収状況など）
- その他監督員が指示する事項

7 施工条件明示

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明記するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、受注者、発注者間で協議し、契約変更の対象とする。

(1) 施工前調査

浚渫工事施工前に、浚渫箇所の浚渫土砂を採集、溶質試験を実施し試験結果を監督職員に報告すること。

(2) 工程関係

- ① 現地施工までに、有明海漁連を通じ、地元関係漁業協同組合と協議を行うこと。
- ② 浚渫作業は、原則、令和 8 年 7 月 19 日までに完了させること。ただし、出来高測量、検査関係資料作成については工期内であれば問題ない。
- ③ 契約後は監督員と協議し、三池海上保安部への手続きを行うこと。

(3) 関連工事調整

- ① 時間的制約や障害物及び漁業者との調整など施工に対する多くの制約・注意点があり、隣接する施工業者が同時に施工することになるため調整を行うこと。
- ② 福岡県有明海では、本工事を含む浚渫工事に加え、覆砂工事が同時期に稼働している。それぞれ施工位置は異なるが、運搬時等で周辺の施工業者と調整を必要とする。
- ③ 浚渫土砂は指定する漁場造成箇所に有効利用するため、深場より計画的に投入を行うこと。

(4) 船舶の回航

- ① グラブ浚渫船の回航は鹿児島県を想定しており、変更が生じた場合は監督職員と別途協議すること。
- ② グラブ浚渫船の回航は北九州市を想定しており、変更が生じた場合は監督職員と別途協議すること。

8 安全管理

- (1) 工事中は常に海上交通に対する保安対策について、十分対処すること。
- (2) 本工事において、夜間に作業船あるいは作業機械等を現場付近に停泊する場合は、必ず停泊灯

を点灯するものとし、危険防止に十分留意すること。

9 暴力団等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、原則として指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に工事打合せ書等の書面で報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に工事打合せ書等の書面で報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) (1)又は(2)の排除対策を講じたことにより、工事に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

10 施工体系図の作成および提出

福岡県土木工事共通仕様書第1編 1-1-12により提出すること。

11 下請契約による監理技術者の配置について

下請契約の総額が4,500万円以上となる場合、本工事の技術者として、専任の監理技術者を配置すること。

12 本工事における主任技術者等の資格

本工事の主任技術者は次の(1)又は(2)に掲げる者でなければならない。

また、監理技術者については、次の(1)又は(2)かつ、(3)又は(4)に掲げる者でなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者。
- (2) 技術士法（昭和58年法律第25号）による本試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設」に係るもの、「農業－農業農村工学」若しくは「農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。）、建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」若しくは「農業土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者。
- (3) 監理技術者資格を有する者の申請により監理技術者資格者証を交付され、「国土交通大臣の登録を受けた講習」終了証明書の交付を受けた者。（平成16年2月末までに監理技術者証の交付を受けた者は、講習終了証明書は添付する必要はない。）
- (4) 上記(3)と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

1 3 専任を要する主任技術者の兼務

請負代金の額が4,000万円以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所において、同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は二箇所まで建設工事を管理することができる。

1 4 現場代理人の兼務

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。

- ① 兼務工事件数は二件までとし、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所であること。
- ② 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。
- ③ 監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- ④ 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、一日一回以上、担当工事現場を巡回し現場の安全管理等に当たること。
- ⑤ 一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。

1 5 配置予定技術者の途中交代

(1) 配置予定技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者等の死亡、傷病、又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移動する時点。
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で一つの契約が複数年に及ぶ場合。

(2) 前項のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質の確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

ただし、変更しようとする配置予定技術者は、本工事の入札説明書に定められた配置予定技術者に関する全ての条件を満たす者でなければならない。

1 6 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

(1) 主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない期間は、下記に該当する場合である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- ② 工事用地等の確保が来り、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一

時中止している期間。

17 現場代理人の工事現場への常駐を要しない期間

現場代理人の工事現場への常駐を要しない期間は、下記に該当する場合とする。

- ① 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間（現場管理のため、発注者が工事現場への常駐を特に指示した場合を除く）。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間。
- ④ 前各号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

18 その他

- (1) 本工事において変更がある場合は、別途協議するものとする。
- (2) 設計図書及び本特記仕様書について、疑義が生じた場合及び上記各項にて明確に出来ない事項は、必要に応じて協議して定めるものとする。

令和8年度
有明海漁場環境改善作濬工事 位置図

